白鷗球場貸出規程

（趣旨）

第1条　この規程は、白鷗球場(学校法人白鴎大学(以下「大学」という。)の野球場をいう以下同じ。)の施設を学外者へ貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出施設）

第2条　貸出の対象となる白鷗球場の施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げるものとする。

(1)　グラウンド(スコアボードを含む。)

(2)　照明施設

(3)　本部室、放送室、審判員室及び救護室

(4)　その他大学が許可した施設

（貸出基準）

第3条　大学は、対象施設の使用目的が次の各号のいずれかに該当するときに限り、貸出しを行うものとする。

(1)　小山市野球連盟に加盟している団体が行う野球の試合等

(2)　公益財団法人小山市スポーツ協会(以下「スポーツ協会」という。)管轄の野球大会および練習試合

(3)　小山市が主催する野球大会

(4)　大学及び小山市・スポーツ協会の協議により認められた野球の試合等

(5)　その他大学が適当と認めた行事等

第4条　大学が学外者に対象施設を貸出できる日は、次に掲げるとおりとおりとする。

(1)　大学硬式野球部が、年間スケジュールにより予約した以外の日とする。

(2)　その他大学が適当と認めた日

（使用時間帯）

第5条　大学が学外者に対象施設を貸出できる時間帯は、原則として次の表のとおりとする。

区分	時間帯
午前の部	8 時 00 分～11 時 30 分
午後の部	12 時 00 分～16 時 30 分
夜間の部	17 時 00 分～20 時 00 分

（貸出業務）

第 6 条　対象施設の貸出業務に係る業務は、白鷗大学担当部署にて行うものとする。

（使用許可の申請等）

第 7 条　対象施設の使用許可を受けようとする者(以下「使用希望者」という。)は、使用希望日の 3 週間前の日から 15 日前の日までに大学に申し込まなければならない。

2　大学は、前項の申込みを受けたときは、使用の可不可を判断し、その結果及び申請手続きの方法を申込日から使用希望日の 2 週間前まで当該使用希望者に通知するものとする。この場合において、大学は、使用希望日の変更または使用時間帯の変更若しくは制限をすることができるものとする。

3　前項の通知を受けた使用希望者は、速やかに使用許可申請書(様式第一号)を大学に提出しなければならない。

（使用許可証の交付）

第８条　大学は、前条第 3 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と決定したときは、当該決定を受けた使用希望者(以下「使用決定者」という。)に白鴎球場使用許可書(仕様第 2 号)を交付するものとする。

（使用の取消し又は変更）

第９条　使用決定者は、使用の中止又は変更をしようとするときは、第 8 条の規定により決定を受けた施設使用許可日(以下「使用許可日」という。)の 5 日前の日までにその旨を届け出なければならない。

2　前項に規定する届出がなかった場合は、当該使用許可日から 30 日を経過する日までの期間は、施設を使用することはできない。

（使用料の納付）

第１０条　使用決定者は、使用終了後に、表 1 及び表 2 に定めるところにより算定された使用料(以下「使用料」という。)を支払わなければならない。

表１　野球場

利用単位	午前の部	午後の部	夜間の部	1 日
	8：00～11：30	12：00～16：30	17：00～20：00	8：00～16：30
使用料	7,000 円	9,000 円	6,000 円	17,000 円

表２　付帯設備

区分	利用単位	使用料
照明設備	30 分	2,000 円
放送設備	利用 1 単位	1,000 円
スコアボード	利用 1 単位	2,000 円

（使用料の免除）

第１１条　大学は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全額又は一部を減免することができる。

（１）公共団体が主催・後援する試合等

（２）大学が適当と認めた場合

（使用許可の取消し）

第１２条　大学は、使用決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、小山市もしくはスポーツ協会と協議し、使用許可を取り消すものとする。

（１）この規程に違反したとき又は違反する恐れがあるとき

（２）許可の内容に違反したとき又は管理上必要とする指示に従わないとき

（３）その他施設の管理上必要があるとき

2　前項の措置により使用決定者が損害を受けても、大学及び小山市・スポーツ協会は責任を負わない。

(報告義務)

第１３条　使用決定者は、対象施設を使用終了したときは、速やかに大学に白鴎球場使用報告書(様式第３号)を提出するとともに、必要により点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第１４条　使用決定者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

（１）　使用目的以外の使用をしないこと

（２）　施設の使用権を他に転貸し、又は譲渡しないこと

（３）　施設及び備品・用具を破損・汚損又は紛失しないこと

（４）　大学が前号によって損害を生じた場合は、使用決定者に対して損害賠償を請求することができること

（５）　施設の備品及び用具は許可なく稼働しないこと

（６）　施設の備品及び用具を大学の許可を得て移動した場合、事後速やかに原状に復すこと

（７）　使用後の清掃及び整理整頓は、使用者決定者が責任をもって行うこと

（８）　物品の販売又は金品の寄付募集行為は行わないこと

（９）　騒音、怒声などを発する、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼさないこと

（１０）所定の場所以外では喫煙、飲酒をしないこと

（１１）危険又は不潔な物品を持ち込まないこと

（１２）大学の指示に従うこと

(事故責任)

第１５条　対象施設を使用中又は滞在中に発生した事故又は損害に関して、大学は一切その責任を負わない。

附　則

この規程は、平成 26 年 7 月 11 日より施行する。

令和６年４月１日より改定施行する。